様式第8号(第2条関係)

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

北上市長　　　　　　　印

(指定管理者　　　　　　　　印 )

公園使用(兼占用)許可書

　　　　年　月　日付けで申請のあった公園の使用(兼占用)については、次の条件を付けて許可します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可番号 | 第　　　　　　号 | | | |
| 公園の名称 |  | 行為又は占用の場所 | |  |
| 行為又は占用の目的及び内容 |  | 参加人数  (行為の場合) | |  |
| 行為又は占用の期間 | 年　　月　　日から  　　　　　　年　　月　　日まで | | | |
| 占用物件の種類及び数量等 | 名称 | 規模 | | 数量 |
|  |  | |  |
| 物件の構造 |  | 管理の方法 | |  |
| 許可条件 |  | | | |
| 使用料 | 円 | | 内訳 |  |
| 減免理由 |  | | | |
| 摘要 |  | | | |

備考　1　この決定について不服がある場合は、この許可書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

　　　2　この許可書による処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。